

1 公共交通活性化の取り組み

生活交通の存続が危機に瀕している地域における最適な移動手段の確保や、公共交通のバリアフリー化等を一体的に支援する施策である「地域公共交通確保維持改善事業」について、以下のとおり取り組んだ。

(1) 陸上交通の確保維持・活性化

平成18年の改正道路運送法の施行以降、地域のニーズに応じたコミュニティバス、乗合タクシー、市町村バス、NPO等によるボランティア有償運送など、多様な形態の運送サービスが導入されるようになった。これらの運送サービスの導入にあたっては、地方公共団体が主体的となって設置する地域公共交通会議等において「地域交通のあり方」を検討し運送の実施を協議しており、神戸運輸監理部では当該地域公共交通会議等に積極的に出席し、許認可等の相談のみならず生活交通路線の確保について地域の状況に即した施策・対処方法の助言を行っている。

平成28年度においては、38機関で開催された地域公共交通会議・地域公共交通確保維持改善協議会等（延べ57回開催）に出席し、各自治体及び事業者に対する「地域間幹線系統」や「地域内フィーダー系統」の要件についての説明のみならず、地方バス路線等への支援制度の対応など踏み込んだ助言を行うとともに、兵庫県交通政策課とも連携をとり、きめ細かな情報を各自治体等へ展開した。また、「地域公共交通バリア解消促進等事業」「地域公共交通調査事業」では、相談等を受けている自治体や事業者へ積極的に情報を展開し、的確な判断が出来るよう事業の推進を図った。

(2) 海上交通の確保維持・活性化

離島航路整備法による補助航路である沼島航路については、沼島航路確保維持改善協議会が平成28年度中に計3回開催され、沼島航路の利用実態や島民の意向なども踏まえた航路の活性化と効率化及び利用者の利便性向上等について協議した。同協議会による平成28年度離島航路確保維持計画は、平成28年1月28日に変更計画を策定、同年5月24日に国土交通大臣により認定された。

なお、沼島航路に係る確保維持改善事業については、前述の協議会から航路確保維持改善事業に対する自己評価結果の報告を受け、平成29年2月22日に学識経験者等の有識者からなる第三者評価委員会において二次評価を行った。

(3) 地域公共交通確保維持・活性化に係る調査事業

平成28年度地域公共交通フォローアップ調査（直轄調査）は、家島諸島航路及び沼島航路の2航路について、それぞれ調査を実施した。

(ア)家島諸島航路については、前年度の直轄調査において家島諸島航路の利用者から利便性向上への要望が強くあったことを受け、「家島諸島航路における利便性向上方策のための調査」として、利用者利便の向上実現に向けた具体的な課題の整理とともに、解決策の検討を行い、同航路の安定的な確保維持も見据えた上での利便性向上方策を示した。

(イ)沼島航路は、平成28年4月より洲本線の休・廃止、運賃の島民割引などの航路再編を行ったことを受け、直轄調査として「沼島航路の再編後におけるフォローアップに関する調査」を実施し、洲本線の休廃止による影響等を的確に把握した上で利用者利便の確保・向上等について検討を行った。